

## 令和6年度第1回 国立市子ども総合計画審議会議事録

開催日時 令和6年4月30日(火) 午後6時30分～

開催場所 国立市役所3階 第1・第2会議室

出席者

### 【学識経験者】

長谷川 俊雄(会長) 堀井 雅道(オンライン)

### 【学校教育、保育・幼稚園関係者】

小菅 和子 小澤 崇文 吉田 順

### 【地域教育関係者】

細田 直哉

### 【公募選出市民】

佐藤 昌文 原田 あかね 鈴木 拓斗

### 【欠席】

熊川 英里 國府 功太

### 【事務局】

会議資料

- ・資料 No. 1 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
- ・資料 No. 2 第4次国立市子ども総合計画 計画の位置づけ・理念・体系等について
- ・資料 No. 3 計画策定に向けた工程
- ・資料 No. 4 地域子ども・子育て支援事業一覧
- ・資料 No. 5 - 1 利用者支援事業
- ・資料 No. 5 - 2 地域子育て支援拠点事業
- ・資料 No. 5 - 3 妊婦健康診査事業
- ・資料 No. 5 - 4 乳児家庭全戸訪問事業
- ・資料 No. 5 - 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業
- ・資料 No. 5 - 6 子育て短期支援事業
- ・資料 No. 5 - 7 子育て援助活動支援事業
- ・資料 No. 5 - 8 - 1 一時預かり(幼稚園在園児対象の預かり保育)
- ・資料 No. 5 - 8 - 2 一時預かり(幼稚園の預かり保育以外)
- ・資料 No. 5 - 9 延長保育事業
- ・資料 No. 5 - 10 病児保育事業
- ・資料 No. 5 - 11 放課後児童健全育成事業
- ・資料 No. 5 - 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・資料 No. 5 - 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 1. 開会

- ・出席委員確認
- ・会議成立
- ・市長同席

## 2. 委員委嘱状交付

事務局：小中学校長会推薦日野委員が、異動に伴い子ども総合計画審議会委員を辞職。国立第六小学校の小菅校長が残任期間を務めることになったため本日委嘱状を交付する。

## 3. 諮問

市長：市長より、長谷川俊雄会長に諮問。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の実施評価

事務局：資料No.3 計画策定に向けた工程について説明。

資料No.4 地域子ども・子育て支援事業一覧についてについて説明。

委員：利用者支援事業について相談数が減少している背景を教えてくださいと思います。

事務局：令和2年度に関し、コロナ禍で家庭での不安が大きい中で各種相談が増えているのではないかと。令和5年度に入り、一人親からの離婚相談や養育費の相談などは増えているという現状があります。

委員：地域子育て支援拠点事業について、子育てひろば、カンガルー広場、つちのこひろばの利用者数を見ると、開設の規模の違いが想定されるので違いについて教えてください。

事務局：子育てひろばについては、令和5年度から運営主体と場所が変わり初年度から市内外含めかなり来場者が増えたと思います。つちのこひろばについては、谷保地域にある古民家で比較的小規模なスペースになっています。カンガルー広場については、学童保育所の施設で小学生が登所する前の時間を利用し、週1回の実施です。

委員：乳児家庭全戸訪問事業の未実施者について、なぜ未熟児や帰国外国人が未実施なの

か理由を教えてください。

事務局：未熟児に関して、後日訪問はさせていただきますが数字としては計上できない。  
帰国された外国人の方に関しては、質問できないので数字は抜けてしまいます。  
やはり小さく生まれたお子様は例えばNICUや長期に渡っての入院を繰り返すという  
こともあるので数字としては出せていない現状です。

委員：乳児家庭全戸訪問事業の子育て世帯伴走型支援事業とはどのようなものでしょうか。

事務局：妊娠届を提出いただいた際に、困りごとがないかという相談支援をさせていただ  
き、経済支援としては今だと5万円のギフトカードをお渡ししています。その後、  
妊娠8ヶ月頃に希望者に対し相談支援を行っています。さらに出産後にも訪問さ  
せていただき相談支援と経済支援として10万円のギフトカードをお渡しするとい  
う支援を行っています。

委員：乳児家庭全戸訪問事業について、令和2年度のコロナ禍はタブレットを活用し面談  
を実施とありますが、具体的にどういうことを実施したのかお願いします。

事務局：訪問が出来なくても、産後鬱の傾向はないかなどの判断のためにも、顔をみて相  
談を受けられるようにするためのツールとしてタブレットを使用したということ  
です。

委員：アフターコロナ・ウィズコロナの時代になっても、タブレットでの相談希望者がい  
た場合、この取組は継続しているのでしょうか。

事務局：基本的には実際に訪問しないとわかりづらい点もあるのですが、ご希望があれば  
対応する準備はできています。

委員：ヤングケアラーについて、ダブルケアラーが増えているのでこの事業だけだと物足  
りないと思います。ダブルケアラーという家庭に対しどういう対応をしていくのか  
教えてほしいです。

事務局：ヤングケアラーの対象は18歳未満の子供がいる家庭で、ダブルケアラーは18歳  
未満の子供がいる家庭で高齢の親の介護などもある家庭のことです。子ども家庭  
支援センターだけでは解決が難しいので、例えばしょうがいしゃ支援課や地域包  
括支援センター、民間事業者などと連携を取りながらそれぞれの機関ができる対

応を行い、問題を把握し解決していきたいと思っています。

委員：所管が違うと分かりづらい方が多いので、ここに行けば全て相談できるなどうまく連携できるといいと思います。

事務局：それぞれ専門性があるので 100%一つのところで解決はどうしても実現が難しいですが、できる限りそのような体制を作りたいなと思います。

事務局：ヤングケアラー増えてきているという認識は我々も持っております。市議会からも質問等の中でヤングケアラーについて声をいただいております。ヤングケアラーについては、学校で11月に実施する調査の中で、課題がある家庭があれば、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会の3部の中で共有しながら対応していきます。厚労省からも要対協の中で対応していく方が整理しやすいよねという通知が出ており今仕組み作りをしています。

委員：ヤングケアラーの問題で把握漏れが生まれまいよう、どこが主になっているのか行政の中で明確になった方がいいと思いました。

委員：家事育児支援サポーターについて、実施利用者がかなり増えていますが、コロナによる影響でしょうか。かなりの頻回な訪問がないと生活、養育が立ち行かない状況の家庭があると理解してよろしいですか。

事務局：相談業務の体制構築は、国立市だけではなくて東京都全体、国全体でも虐待の相談件数が増えていますので、専門職、ワーカーの確保は不可欠かなと思います。

委員：確保提供量なども増やしていく予定ですか。

事務局：その確保提供料は養育支援訪問事業の件数なので違う数字になります。ただ、サポーター事業は様々な問題から市民同士の共助だけではどうしても足りない部分があるので、令和5年度から事業者による養育支援ホームヘルパー派遣事業として専門性のあるヘルパーにという取組を開始したところです。ヘルパー人材の確保も難しいところがありますが、訪問件数の見込み確保量も上向きに持っていきたいと考えています。

委員：子育て短期支援事業ショートステイについて、いつなるときショートステイが生まれるかわからないから確保しておかなければいけないということが、この表にマイ

ナスとして表記されているという理解でよろしいですか。

事務局：定員は1日2名となっています。令和2年度から4年度はコロナの影響もあり落ち込んでいます。令和5年度は200人ほどの利用がありましたが定員が埋まることはありませんでした。いつでも受け入れられる体制の確保は運営体制が難しいところです。

委員：プラスが出てしまったら足りないということなので大きな問題だと思いますが、確実に1日2人枠を保障しておくことがとても有意義なことなんじゃないかなと思いました。

事務局：補足で、あくまで法定計画上でニーズに対して確保提供量がいくつかを載せなければならない項目がありますのでそれに従って計算しています。事業の性質としてわかりにくいことがあれば、次期計画内で、ある程度一定的に記載できることについては検討していきたいと思います。

委員：必須な数字だということを市民に誤解なく届けられるということが大事ですね。

委員：子育て援助活動支援事業のところに記載されているマッチングについて、どのような方法でマッチングをしているのか詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局：ファミリーサポートセンターには非常勤の職員が2名体制でいます。一番多いのは家同士が近いということで、あとは事前に利用会員さんに聞き取りをして、要望に合った方同士でマッチングを行っています。

委員：社協やNPO法人や民間団体が運営するのではなく、直営事業としてやっている意義を教えてくださいたいです。

事務局：外部委託についても検討しましたが、利用者さんの養育状況や虐待の傾向などの情報を発見、拾い上げというのは現状すごくスムーズにできており、ファミリーサポート事業が必要なご家庭にすぐ紹介が出来たり、連携がうまくとれているというメリットがあると思います。

委員：ワンストップ、シームレスが可能だということですね。他いかがでしょうか。

委員：病児保育事業の広域利用とはどういう意味ですか。

事務局：国分市、府中市、国立市の3市共同で病児・病後児保育の設置、検討を進めてきました。それぞれ定員を設け、3市の方であればどこの市の方でも使っていただける方針のことです。

委員：病児保育事業は子供が病気をしたときには本当に必要な事業だと思いますが、令和5年度でも定員を満了した日はないということで周知やその他にも課題があるのではないかと思います。

事務局：先日市内の事業者とも話をしましたが、おそらく増えていない要因としてはコロナを機に働き方が変わり在宅勤務ができるようになったり、子育て世帯への理解が進み休みやすい状況もできている、そういった社会情勢もあるのではないかと考えています。セーフティネットとして大事な事業ですがそういった状況もあるのかなと考えています。

委員：学童保育について、二小が今校舎を改築していますが西学童は継続なんでしょうか。今、二小と八小が西学童保育所を使っていて施設が7ヶ所になっていると思います。今後二小ができた際はどうなるのか教えていただきたいです。

事務局：確定ではないですが、基本的には二小敷地内の新設された学童保育施設には二小のお子さんが通うような形で考えております。

委員：では八小は八小でになるということですか。

事務局：八小のお子さんは西児童館の中の施設に通うと今のところは考えています。

委員：今後変更があり得るということですね。

委員：同じところで、箱としては問題ないと思いますが、年々利用が増えるにつれ指導員の確保の問題は大丈夫なのでしょうか。

事務局：定員数 905 としている中で入所児童数が 954 ございます。要するに、確保している面積以上に利用している人数が多いという状況がここで示されています。厳密には登録児童数 1,000 人を超える状況になっていますが、実利用としては7割程度になるので運営にあたっては子供たちを安全に保育できる状況をギリギリ保っているという状況です。コロナが明けてニーズが肥大化している状況が続いてお

り、具体的な理由はまだ判明していません。他市でも同じような状況にあると伺っています。安全で健全な育成環境を守っていくために指導員についても空間についても検討を進めていかなければならないと認識しています。

## 5. 次期国立市子ども総合計画の理念

事務局：資料2 計画の位置付け・理念・体系等について説明

委員：第3次と第4次の計画は、継続性も持ちながらも大きな変化があるということです。基本条例を踏まえた形で、子供は守られるべき存在であると同時に大人と一緒に社会的な存在であるという部分は非常に強調されています。忌憚のないご意見お願いいたします。

委員：ウェルビーイングを子供の初めの100ヶ月というところでこども家庭庁が使っており、切れ目のないように子供を育てていくというような文言がありました。それがうまく加えられるといいかなと思いました。

委員：継続性、連続性、シームレス、確かに大事なキーワードかもしれません。

委員：そもそもですが、国立市の方針として子どもの「子」は漢字なんですか。

事務局：子ども基本条例においても子供の表記については漢字の子、そしてひらがなとなっていますので、表記を維持しています。こども基本法のひらがな子供については、年齢の制限がない新しい定義が設けられていて、18歳を超えた方においても支援や配慮が必要な状況にある場合はこどもに含める考え方で、具体的な事例でいうと引きこもりの方などが35歳、40歳だとしても場合によってはこどもに含めて施策を展開していくという話が述べられています。子ども基本条例においては、基本的に条約の18歳までという考え方に基づかせており、こども基本法の考え方に沿ってひらがなこどもを使うと、指しているものが少し変わってくるようになると思うのでここは注意していかなければいけないと思います。ひらがなこどもで定義しているところに対しての具体的な見せ方は議論が必要かと思います。

委員：他の自治体でもひらがなのこども条例を作っているのを見ると素晴らしいと思いますが、その条例を見ると漢字の子どもに限定しての規定になっていたりします。こども大綱を見ると39歳まで入るし、お子さんを養育している若いお父さんお母さんもそこに入ってくる。でも、今までの子どもの概念に関わって丁寧に保障していこうという姿勢を国は示しています。かつ厳密に言うと18歳ということではな

く、もう少し上の対応まで政策的にカバーしていくことも含むという発言だと私は受けとめましたけれどもよろしいですか。

事務局：第3次計画の理念策定過程の説明

委員：理念も子供が見てわかるような感じがいいなと思っていて、3次の「わくわく」や「いきいき」というフレーズが入ってくる感じがいいなと思います。ニーズ調査でも、子供たちの意見の中に自分らしくというのがすごく入っていたので、自分らしくというのを感じる言葉を入れたいと思いました。

委員：子供が読んでも受け入れやすい言葉を入れ込んでいくということですよ。

こども家庭庁がウェルビーイングという言葉を使っていますが、ウェルビーイングの幸せや幸福は非常に抽象的な概念です。一体何がウェルビーイングなのかというところがさっぱりわからなくなるという、非常に総括的な包括的な概念だろうと思っています。

しかし、ここでQOLを使ったということは、行政が自ら縛りをかけより具体性を持たせたということなんじゃないかと思っています。

形式的な平等ではなく、実質的な平等が必要だろうと思っています。差異がないような形で幸せを考えていこうとなると結局誰も幸せを手にはできないということがあり、実質的な平等を担保するためには個別性を大事にしないといけないのではないかと。このQOLは暮らしの質や命の質という個別性のところにフィットしていくのではないかと印象を持ちます。ウェルビーイングもQOLも市民にとっては慣れ親しんだ表現ではないですが、その考え方を他の言葉で表現していくことは国立市の子ども計画総合計画のオリジナリティになっていくような気がします。ウェルビーイングは内実を埋めきれない概念でもあるんだと思いました。その家庭の子供にとってのQOLとは何なんだろう、という方がいろんな尺度から測れて考えられるのかなと思いました。

計画の理念のところなので、支援の系統という話がありましたが個別ニーズに対する保障を考えないと結局は個別の支援を必要としている人たちは置いてきぼりになってしまいます。そこをフォローアップするために特別なニーズということ掲げていて、そこを充足することは手厚いことですが、そのことは実質的な平等につながる、そういったことが大事なんだと思います。個別ニーズを導き出すような理念が大事なのかなと思います。

委員：理念のところでおっしゃる通り、ウェルビーイングは非常にわかりづらい概念で、ただ上位概念としては曖昧でいいと思います。手段としてQOLなどがあるという位

置づけができなくはないのかなと。教育基本法に基づいた教育振興基本計画でもウェルビーイングが使われています。今の流行りだと「個別最適」や「多様性」などが使われていると思いますが、いずれにしてもそれぞれが大切にされる国立市を目指すということだと思います。

委員：目的概念を置いておきながらウェルビーイングの考え方で、手段的な概念も取り入れ実効性を高めるという国立市オリジナルにしてみたらどうなのかという付加価値をいただいたご意見だったと思います。

多くの自治体で曖昧なところと実際の計画が乖離してるものが多い見られます。

委員：こども基本条例の実効性を高める持たせるための計画なんだとしたら理念を共有しないといけないと思います。こども基本条例の概念を教えてください。

事務局：こども基本条例の実効性を担保する計画にしていきたいと考えていますが、こども基本条例自体まだ完成していません。骨子案・素案の段階で、パブリックコメントで広く市民に公表し、議論は進めておりますが説明などまだできていません。6月の市議会で、子供たち 500 人以上の声をヒアリングさせてもらった内容や学校の先生からいただいた意見を含めた、より精度を高めた素案を報告する予定です。審議会でも報告予定の素案をお示しし、次回ご意見頂戴したいと思っています。

委員：条例は抽象度が高く、計画はより具体的になると思います。技術として条例の理念と計画に接続性があるという表現ができるといいと思います。

委員：子供だったらどう表現するかずっと考えていました。子供が納得するような言葉に置き換えられるよう、頼もしい計画だと思える表現を考えてきたいと思います。

委員：他の自治体では子供バージョンや在日外国人バージョンの概要版のようなものを作っているのでは本計画でも必要だと思います。

委員：理念に使う言葉ぐらひは子供も理解できる共通のワードが見つかるといいなと思います。

事務局：理念は考え方として置いている状態なので、わかりやすい表現などあればご意見いただきたいです。子供用概要版については事務局で整理したいと思っています。パ

ブリックコメントの段階で子供達からも意見を頂きたいと考えています。

委員：子供に関わる計画を子供抜きで決めないというのが子供の一番深いメッセージだと思います。今回のプロセスで子供の参画が可能なものにしていきたいです。子供が自分事として受け止め意見を表明できるような表現に近づけていきたいと思います。

第3次から第4次計画を見てみると、第3次では子供が生き生き育つための環境が明示されていたと思います。第4次では何にフォーカスしているのかがわかりづらいです。

委員：QOL を担保するという表現は、一番恵まれない人の最低限を一定水準で保障するという解釈ができると思います。どこまでが必要な保障として担保すべきなのか難しい議論になると思います。支援の中にも、重要性、順番があると思いますが、子供たちの意見では他者の恵まれない人の QOL というところまでは配慮できてないと感じました。子供たちの意見も汲み取りながら大人たちが恵まれない人の支援まで視野を広げることが大事だと思いました。

委員：第3次からすると地域が関わってという内容が見えづらいと思いました。市民も子育て世代も子供もみんなで助け合い子供の権利を守っていくと伝わるようにしたいです。

委員：子供が真ん中、子供参画、子供は受動的な立場ではなく能動的な立場にあると伝えていきたいです。

委員：今日の感動・満足と明日への夢・希望のような表現が希望を持ちやすくわかりやすいのではないかと思います。

委員：時間的な流れのイメージができますね。

委員：見ていて子ども総合計画の理念なんだなと思いました。この計画はこういう想いで作り、進めていくという計画の理念じゃないといけないんだなと思いました。

委員：こども基本条例の影響が大きいと思います。これからは、基盤に条例がありその上に計画があるという考え方になっていくと思います。

本日の審議はここまでで閉会といたします。ありがとうございました。

以上